

第22回

ロジガード株式会社

定時株主総会

# 招集ご通知

開催日時：2022年9月27日（火曜日）午前10時  
〈受付開始予定時刻：午前9時〉

開催場所：東京都中央区日本橋箱崎町42番1号  
T-CATホール1階

議決権行使期限

2022年9月26日（月曜日）午後5時30分

目次	招集ご通知	1
	株主総会参考書類	5
	事業報告	12
	計算書類等	32
	監査報告書	38

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町三丁目3番6号  
**ロジガード株式会社**  
代表取締役社長 金 澤 茂 則

## 第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主各位におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数を大幅に少なくしておりますので、ご来場の見合わせをご検討くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席をいただかなくとも、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年9月26日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年9月27日（火曜日）午前10時  
（なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都中央区日本橋箱崎町42番1号T-CATホール1階
3. 目的事項

#### 報告事項

- (1) 第22期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第22期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- |       |                                                |
|-------|------------------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                                       |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                                       |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件                     |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件 |

以 上

- ・当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.logizard.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
  - (1) 連結計算書類の連結注記表
  - (2) 計算書類の個別注記表
- ・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・会場の座席数は大幅に減少しており、誠に恐縮ですがご来場いただいても、入場をお断りする場合がございます。また、ご入場に際しては受付前の検温、手指のアルコール消毒とマスクの常時ご着用にご協力をお願いいたします。

# 議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 事前に議決権行使をいただく場合

### 書面による議決権行使

#### 行使期限

2022年9月26日（月曜日）  
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

### 「スマート行使」によるご行使

#### 行使期限

2022年9月26日（月曜日）  
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。議決権行使ウェブサイトは、2022年9月17日（土）午前5時から2022年9月20日（火）午前5時までの間、メンテナンス作業のため、取り扱いを休止いたします。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

### パソコン等によるご行使

#### 行使期限

2022年9月26日（月曜日）  
午後5時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、  
議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。議決権行使ウェブサイト、2022年9月17日（土）午前5時から2022年9月20日（火）午前5時までの間、メンテナンス作業のため、取り扱いを休止いたします。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

## 当日ご出席いただく場合

### 株主総会へ出席



### 株主総会開催日時

2022年9月27日（火曜日）  
午前10時  
（受付開始 午前9時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

## 重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

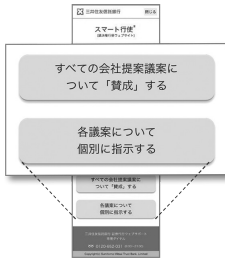
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



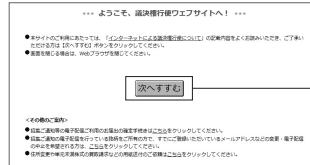
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

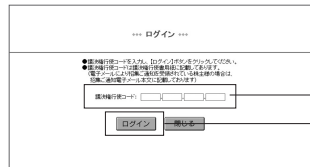
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

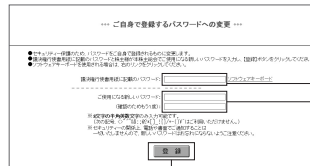
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

事業基盤の拡大により、今後も人的資源への投資等事業成長を図りながらも安定的な事業継続に必要な内部留保を確保した上で、配当性向20%を目標として以下のとおりの配当を実施いたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項
  - (1) 配当財産の種類  
金銭とします。
  - (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総数  
当社普通株式1株につき金14円95銭 総額47,427,649円
  - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年9月28日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示する事により、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位、担当
1	かなざわ しげのり 金澤 茂則	再任	代表取締役社長
2	みうら ひでひこ 三浦 英彦	再任	取締役管理部長
3	かめだ なおよし 亀田 尚克	再任	取締役営業部長

再任 再任取締役候補者

候補者番号

1 かなざわ しげのり  
金澤 茂則 (1967年7月14日生)

再任

所有する当社株式の数

359,500株

取締役在任年数

21年

#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	株式会社福田屋洋服店（現株式会社アダストリア）入社	2016年3月	龍騎士供応鏈科技（上海）有限公司
2001年7月	有限会社ロジザード設立（現ロジザード株式会社） 同社代表取締役社長就任（現任）		執行董事（現任）

#### ■ 取締役候補者とした理由

金澤茂則氏は、2001年7月の当社設立以来、代表取締役社長として、物流における豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

■ 取締役候補者と当社の関係： 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



候補者番号

2 み うら ひで ひこ  
三浦 英彦

(1962年4月29日生)

再任

所有する当社株式の数

35,000株

取締役在任年数

6年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	株式会社日本リース入社	2011年5月	当社入社業務管理部長
2000年4月	日本GMACコマーシャルモー ゲージ株式会社入社	2016年9月	当社取締役管理部長就任 (現任)
2006年3月	フットワークエクスプレス株式 会社入社	2020年9月	龍騎士供応鏈科技(上海)有限 公司 監事(現任)
2007年2月	パシフィックホールディングス 株式会社入社財務部長		

■ 取締役候補者とした理由

三浦英彦氏は、管理部門の責任者として、財務、総務、人事の業務執行を指導し、会社の成長に貢献してきました。これらの業績を踏まえて、持続的な企業価値の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

■ 取締役候補者と当社の関係： 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3 かめ だ なお よし  
亀田 尚克

(1974年6月2日生)

再任

所有する当社株式の数

30,000株

取締役在任年数

2年

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月	蝶理株式会社入社	2010年7月	当社営業部長
2001年5月	株式会社CRC総合研究所(現 伊藤忠テクノソリューションズ 株式会社)入社	2017年7月	当社執行役員営業部長
2006年3月	当社入社	2020年9月	当社取締役営業部長 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

亀田尚克氏は、営業部門の責任者として、在庫管理システム事業の業務執行を指導し、会社を成長させるなど成果を上げてきました。これらの業績を踏まえて、持続的な企業価値の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

■ 取締役候補者と当社の関係： 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(ご参考) 株主総会後の役員のスキルマトリックス

※本招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合、各取締役及び監査等委員の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名		事業戦略	サステナビリティ	製品開発	課・マーケティング	ガバナンス・リスク管理	財務・会計	法務	人財開発
金澤 茂則	代表取締役社長	●	●	●	●	●			
三浦 英彦	取締役管理部長		●			●	●	●	●
亀田 尚克	取締役営業部長		●		●	●			
滝澤 玲	取締役(社外) 監査等委員会委員長 常勤監査等委員		●			●	●	●	
緒方 美樹	取締役(社外) 監査等委員		●			●	●	●	
渡辺 彰敏	取締役(社外) 監査等委員		●			●		●	

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年9月28日開催の第21回定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、基本報酬、役員賞与および譲渡制限付株式付与のために支給する報酬の総額は、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名であります。第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

#### 【本割当契約の内容の概要】

##### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株

式] という。) について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない (以下「譲渡制限」という)。

#### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

上記 (1) の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中に継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することができる。ただし、当該対象取締役が、上記 (2) に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記 (2) に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、(下記 (5) 「業績条件不達成の場合の取扱い」を本割当契約に含める場合には、下記 (5) において定めた条件を踏まえて) 合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記 (1) の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会 (ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会) で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間 (また、下記 (5) 「業績条件不達成の場合の取扱い」を本割当契約に含める場合には、当該期間のほか、下記 (5) において定めた条件) を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができる。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を無償で取得する。

#### (5) 業績条件不達成の場合の取扱い

当社の取締役会において予め業績条件を設定した場合において、当該業績条件を達成することができなかった場合、当社は、本割当株式の全部又は一部について譲渡制限を解除せず、当該業績条件を達成することができなかったことが確定した時点以降、当社取締役会が予め決定する時期に、無償で取得する。

#### (6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案は、第3号議案「取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

(添付書類)

# 事業報告

(自 2021年 7月 1日)  
(至 2022年 6月30日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスによる影響を受けつつも、徐々に以前の状態を取り戻しつつあります。しかしながら、その状態は長期化した新型コロナウイルスによって根本的に変化した行動様式を前提としたものとなって現れており、今後はその定着化が進んでいくものと推察しております。

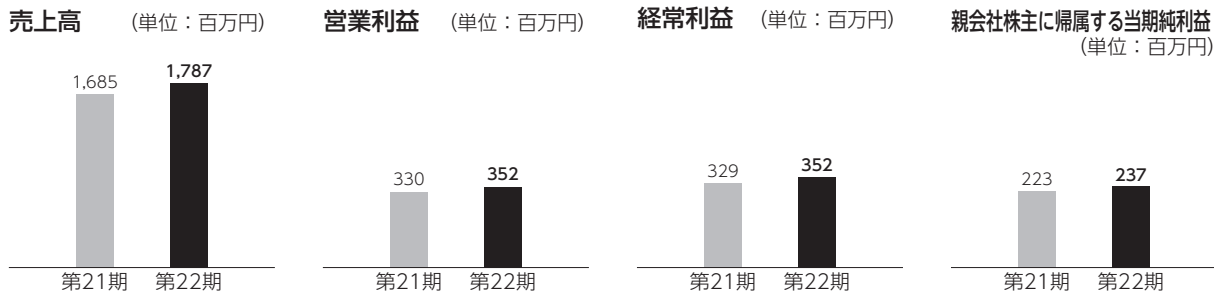
このような変化を受けて、当社サービスの主たる顧客にあたる流通業界においては、新常态を意識した対応の準備を始めております。同時に対応する物流業界は、社会生活のインフラとして、ECのみならず多様な物流ニーズに応えようとしており、当社もこれに注力してまいりました。

一方で世界情勢は、勃発した戦争が現在もなお継続しており、これがあらゆる国家に影響を与えております。間接的にも資源価格上昇など、その影響は国内経済に様々な分野で無視できない影響が今後も生じると想定されております。

当社としましては、今後の情勢を注視しつつ、引き続き適切に対応してまいりますが、国内における物流の人手不足対応など、喫緊の課題に変化はないと考え、積極的な営業活動をしてまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高は1,787,764千円（前年同期比6.1%増）、営業利益352,890千円（前年同期比6.8%増）、経常利益352,473千円（前年同期比6.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益237,057千円（前年同期比5.9%増）となりました。

なお、当社グループは、在庫管理システムを単一セグメントとしているため、セグメント別の記載を行っておりませんが、サービス別の業績は、以下のとおりであります。



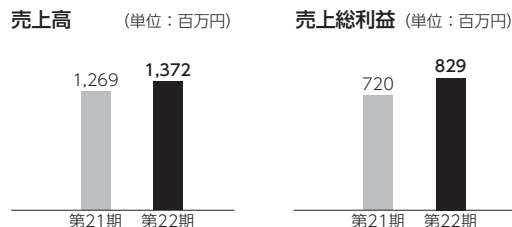
(クラウドサービス)

**売上高 13億72百万円**

(前期比8.2%増)

**売上総利益 8億29百万円**

(前期比15.1%増)



当サービスにおいては、旧サービス終了に伴う現サービスへの移行を進めながら、新規取引先の増加などにより順調に推移し、当連結会計年度における売上高は1,372,995千円（前年同期比8.2%増）及び売上総利益829,446千円（前年同期比15.1%増）となりました。

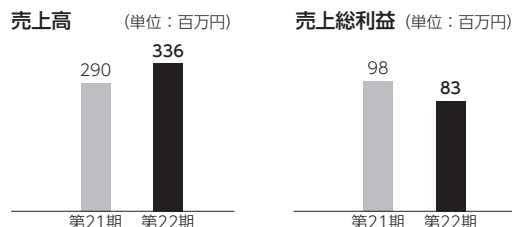
(開発・導入サービス)

**売上高 3億36百万円**

(前期比15.6%増)

**売上総利益 83百万円**

(前期比15.5%減)



当サービスにおいては、旧サービスの現サービスへの移行やクラウドサービス導入作業支援の増加により、当連結会計年度における売上高は336,416千円（前年同期比15.6%増）となりましたが、人財への投資費用が増加したことにより、当連結会計年度における売上総利益83,071千円（前年同期比15.5%減）となりました。

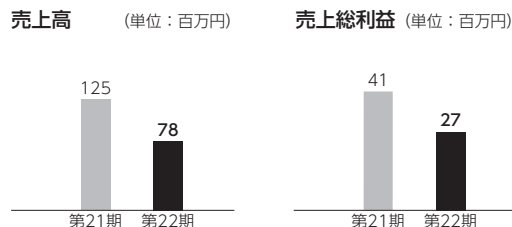
(機器販売サービス)

**売上高 78百万円**

(前期比37.4%減)

**売上総利益 27百万円**

(前期比33.3%減)



当サービスにおいて、前期にあった帳票などの主体とするサプライ品の大口受注が当期はなかったため、当連結会計年度における売上高は78,352千円（前年同期比37.4%減）及び売上総利益27,505千円（前年同期比33.3%減）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は79,882千円であり、その中で主なものは、「ロジガード ZERO」の基本機能及びバージョンアップ機能追加60,302千円であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

以下に掲げる課題は、いずれもIT技術によって相当部分の解決が可能と考えております。当社グループは、これらに応えるサービスの提供を行うと同時に、当社サービスの効率的な周知と営業展開を行って、成長への施策を進めてまいります。

### ① 物流作業や製品操作の省力化・自動化の実現

労働人口の減少を背景に、これまで人手に頼っていた在庫品のハンドリング（※1）を機器に代替させる省力化・自動化への取り組みが増加しております。

当社グループは、読み取り機器で複数の商品情報処理の一括化を可能とするRFID（※2）や画像認識等の新しい認識技術を製品に導入するほか、マテハン等物流機器や、上位基幹システム・周辺システムとの標準データ連携を積極的に推進して、省力化・自動化を目指す企業から選ばれるサービスの提供を目指します。

### ② 新常態への対応

コロナ禍とそれに続く移動自粛要請への対応として、当社グループでは製品の納品へのWebツールの活用及び在宅勤務体制への移行など、オンラインで事業継続できる取り組みを進めてまいりました。また従来は大規模セミナーでECシフトに取り組みされる企業への製品紹介・情報発信や、説明会・個別ミーティングなどで行ってまいりました企業情報の発信にも、Webツールを利用した新たな取り組みを開始いたしました。新たなパンデミック発生などでも事業継続できるよう、引き続きリモート対応を進めてまいります。

### ③ 適用可能業種と利用可能地域の拡大

これまでの主要顧客である流通業・Eコマース顧客向けの機能強化を進めつつ、アジアなどでニーズの高い製造業向けの機能開発を行い、広域サプライチェーンマネジメント（※3）の在庫管理ができる機能の開発を行ってまいります。また同時に、海外の現地企業も使用できるように、機能のローカライズを行い、サービス利用地域の拡大を図ってまいります。



④ 半導体流通の滞りによる機器売上への影響

地政学的リスクの高まりによりサプライチェーンの見直しが各産業で行われております。当社で提供する機器、特に半導体を使用するデバイスにおいて、製造者からの供給に影響が生じ、機器売上に影響が生じる可能性があります。引き続き製造者と綿密に連携し供給状況の動向に注視し、早めに発注を確定させるなどの対応を図ってまいります。

⑤ 出荷データの活用による輸配送の効率化

物流業界における「ラストワンマイル（※4）問題」は、慢性的な人手不足により、深刻な労働負荷をもたらしております。また、トラックの貨物積載率を向上させ、ドライバー単位あたりの輸送量を増加させるといった課題については、大手企業が「共同配送」の取り組みを始めたものの根本解決にはいたっておりません。これらの課題を解決するためには、複数企業の仕向け先単位（※5）の貨物情報を元に、効率良い混載（※6）を可能とすることがポイントとなります。そして、在庫管理システムはその仕向け先単位の貨物情報の最初の起点と位置づけられます。当社グループは、IoT（※7）などの新技術の活用を視野に入れつつ、効率的な配送計画を実現したい企業に向けて、配送システムへ連携活用できるデータの提供を行ってまいります。

⑥ 在庫データの活用によるOMO（※8）の実現

Eコマースの発展に伴い、「必要数がいつ、どこで手に入るのか」といった付加価値を伴った在庫情報が、商品の購入決定に際して重要となると考え、当社グループは、在庫管理システムで培った場所別在庫管理のノウハウと、クラウドサービスならではのリアルタイムな在庫更新ができる特徴を活かし、倉庫に加え店舗等の在庫引当と出荷機能の提供のほか、効果的な在庫配置のための提案機能を含んだ在庫情報を新しい活用分野としてサービスの提供を目指します。

⑦ 将来の業界を担う若年層の育成

様々な方法によって効率化や利便性を実現しても、業界人材の自然減を補うのみで、若年層の参入が無くても、これからも継続的に求められるサプライチェーンマネジメントの高度化への対応は、心もとないと考えております。当社グループは、ITを活用するノウハウと教育サービスの提供、法令や環境対応など業界知識を向上させるセミナーの継続的な開催など、業界人材の育成サービスを行うほか、若者が親しみやすい業界向けの情報発信を継続して行い、就業者の増加に資する活動を行ってまいります。

⑧ 内部管理体制の強化について

当社グループは、事業の継続的な発展を実現させるために、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査等委員



(会) や会計監査人との連携を図ることにより、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた、効率化された組織体制の構築に向けて、さらに内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

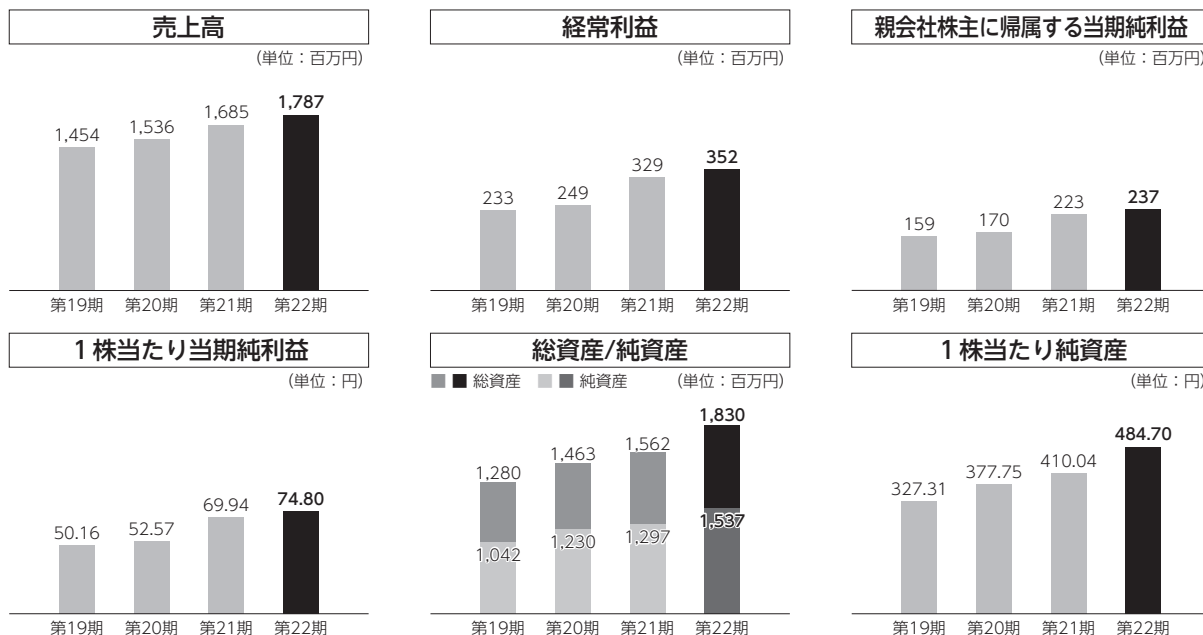
- ※ 1 : ハンドリングとは、物をつかんで移動させる行為のことです。
- ※ 2 : RFIDとは、「Radio Frequency Identifier」の略称。電波を用いて内蔵したメモリのタグのデータを非接触で読み書きするシステムです。バーコードでの運用では、レーザーなどでタグを1枚1枚スキャンするのに対し、RFIDの運用では、電波で複数のタグを同時にスキャンすることができます。電波が届く範囲であれば、タグが遠くにあっても読み取りが可能です。
- ※ 3 : サプライチェーンマネジメントとは、供給業者から最終消費者までの業界の流れを統合的に見直し、プロセス全体の効率化と最適化を実現するための経営管理手法のことです。具体的には、小売店でのPOS入力や、営業担当者の報告などの販売・受注実績から需要予測をして、発注、生産、出荷・物流、販売などの計画を最適化することです。
- ※ 4 : ラストワンマイルとは、商品が最寄りの配送センターから顧客への配達地点まで移動する道のりのこと、つまり荷物受け渡しまでの最後の区間を指します。
- ※ 5 : 仕向け先単位とは、貨物を配達する方面や場所などの単位のことです。例えば、東京から大阪へ貨物を配達する場合は、大阪を仕向け先と表現し、輸送は貨物を仕向ける行為とその物量によって車両が手配されます。
- ※ 6 : 混載とは、特定の同じ地域や、同じ方面へ複数の荷主のもつ多くの貨物をひとつの輸送車両等に積み合わせて輸送することです。
- ※ 7 : IoTとは、「Internet of Things」の略称。センサーによって取得したモノの情報を、インターネットを通じてクラウドサーバーに蓄積し、蓄積された情報の分析結果を、人やモノへフィードバックすることで相互に制御を実現する仕組みのことです。
- ※ 8 : OMOとは、Online Merges with Offlineの略称で、オンラインがオフラインを区別することなく、オンライン上に統合された状態を構築することで、これまでにない新しい購買体験を提供する概念、取り組みのことです。

## (5) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第19期 2019年6月期	第20期 2020年6月期	第21期 2021年6月期	第22期 (当連結会計年度) 2022年6月期
売上高 (千円)	1,454,028	1,536,591	1,685,363	1,787,764
経常利益 (千円)	233,775	249,925	329,851	352,473
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	159,185	170,982	223,846	237,057
1株当たり当期純利益 (円)	50.16	52.57	69.94	74.80
総資産 (千円)	1,280,180	1,463,179	1,562,066	1,830,538
純資産 (千円)	1,042,809	1,230,703	1,297,153	1,537,683
1株当たり純資産額 (円)	327.31	377.75	410.04	484.70

(注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年6月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第19期 2019年6月期	第20期 2020年6月期	第21期 2021年6月期	第22期 (当事業年度) 2022年6月期
売上高 (千円)	1,431,374	1,523,049	1,668,662	1,771,511
経常利益 (千円)	234,624	254,131	330,043	367,328
当期純利益 (千円)	144,058	175,188	224,038	236,692
1株当たり当期純利益 (円)	45.39	53.87	70.00	74.69
総資産 (千円)	1,283,494	1,470,867	1,569,659	1,829,360
純資産 (千円)	1,049,872	1,242,341	1,307,800	1,546,550
1株当たり純資産額 (円)	329.53	381.32	413.41	487.50

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、2022年6月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
龍騎士供應鏈科技(上海)有限公司	2,200千円	100.0%	中国における当社製品販売拡大及び当社の顧客の中国におけるコンサルティング

## (7) 主要な事業内容

### ① クラウドサービス

#### イ. 倉庫在庫管理システム（「ロジガード ZERO」）

倉庫在庫管理システムは、倉庫内に保管されている商品（在庫）の数を正確に把握するとともに、倉庫内業務の効率化を実現するためのシステムです。

#### ロ. 店舗在庫管理システム「ロジガードZERO-STORE」

「ロジガードZERO-STORE」は、店舗における在庫管理に主眼を置き、複数の店舗に点在する在庫や売上データを本部にて一元管理することができるシステムです。

#### ハ. OMO支援システム「ロジガード OCE」

「ロジガード OCE」は、当社の「ロジガード ZERO」や「ロジガード ZERO-STORE」を連動させることで共有された在庫情報を活用し、商品を欲しいお客様にお届けするための最適な答えを導き出すための在庫マッチングエンジンです。

### ② 開発・導入サービス

クラウドサービスの顧客に対して、ニーズに合わせた画面、帳票、インターフェイスなどのカスタマイズ開発及びクラウドサービスの利用開始時における各種設定作業のお客様へのサポートを提供しております。

### ③ 機器販売サービス

クラウドサービスに付随し、倉庫などで利用されるプリンターやアクセスポイント等の機器、帳簿及びプリンターラベル等のサプライ品を販売しております。

## (8) 主要な事業所

### ① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番6号
秋 田 開 発 セ ン タ ー	秋田県秋田市山王三丁目1番48号
横 手 開 発 セ ン タ ー	秋田県横手市平和町1番15号
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市中央区北久宝町四丁目2番12号

### ② 子会社

名 称	所 在 地
龍 騎 士 供 応 鏈 科 技 ( 上 海 ) 有 限 公 司	上海市普陀区中山北路1777号

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
105名	16名増

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
103名	17名増	38.5歳	6.4年

(注) 前事業年度と比べ従業員数が増加している主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 10,000,000株

(2) 発行済株式の総数 3,272,500株

(3) 株主数 1,873名

### (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
フューチャー株式会社	894,500株	28.20%
金澤 茂則	359,500株	11.33%
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S. A. 107704	288,800株	9.10%
創歩人ホールディングス株式会社	205,000株	6.46%
株式会社SBI証券	109,300株	3.45%
遠藤 寛志	50,000株	1.58%
遠藤 史織	50,000株	1.58%
吉田 伸行	47,300株	1.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	43,700株	1.38%
松岡 由里子	38,500株	1.21%

(注) 当社は、自己株式100,082株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、発行済株式総数から自己株式を除いて算出しております。

### (5) 当事業年度中に業務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項  
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況 (2022年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金 澤 茂 則	龍騎士供応鏈科技（上海）有限公司 執行董事
取 締 役	三 浦 英 彦	管理部長 龍騎士供応鏈科技（上海）有限公司 監事
取 締 役	亀 田 尚 克	営業部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	滝 澤 玲	監査等委員会委員長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	緒 方 美 樹	みしま税理士法人 代表社員 株式会社松岡経営コンサルティング 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	渡 辺 彰 敏	渡辺総合法律事務所 代表 東京都弁護士国民健康保険組合 専務理事

- (注) 1. 取締役 滝澤玲、緒方美樹及び渡辺彰敏の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査等委員 滝澤玲氏は、長年、事業会社において経理部門を担当した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
常勤の監査等委員を選定している理由は、情報収集の充実を図り、内部監査室との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。
3. 監査等委員 緒方美樹氏は、税理士としての財務・経理・税務等における豊富な経験と企業経営面全般に対する知見を有しております。
4. 監査等委員 渡辺彰敏氏は、弁護士として法律専門知識の知見を有しております。
5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。  
執行役員は、2名であり、企画営業部長 柿野充洋、システム統括部長 橋本修司で構成されております。
6. 取締役 滝澤玲及び渡辺彰敏の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	40,770 (1,170)	40,770 (1,170)	— (—)	— (—)	5 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11,430 (11,430)	11,430 (11,430)	— (—)	— (—)	3 (3)
監査役 （うち社外監査役）	3,906 (3,906)	3,906 (3,906)	— (—)	— (—)	3 (3)

- (注) 1. 上記には、2021年9月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2021年9月28日開催の第21回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。当該決議に係る取締役の員数は3名であります。
3. 監査等委員の報酬限度額は、2021年9月28日開催の第21回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該決議に係る監査等委員の員数は3名であります。

### ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年9月28日取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

監査等委員である各取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

#### ロ 決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### (a) 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、固定報酬とします。

##### (b) 業績連動報酬

業績連動報酬は、これを行わない。

##### (c) 非金銭報酬等

当社の募集株式及び募集新株予約権の形式を含め、これを行わないとの方針を決めましたが、2022年9月27日開催の第22回定時株主総会において第4号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件」が承認可決された場合、当該決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して非金銭報酬として、当社の譲渡



制限付株式を支給いたします。

(d) 決定方法

取締役の個人別の報酬の決定は、代表取締役社長金澤茂則に一任しております。代表取締役社長に委任した理由は、当該取締役の役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定に資すると判断したためであります。

ハ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、各役員の職務等に応じた基本報酬を支給することとしております。

当社の取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会です承された方法により決定しております。

取締役会は、代表取締役社長が報酬の決定にあたっては、会社業績及び各取締役の個人業績に対する業績等を勘案して決定していることで、上記決定方針に沿う内容であると判断しております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係
- 取締役 緒方美樹氏は、みしま税理士法人の代表社員及び株式会社松岡経営コンサルティングの取締役を兼職しております。  
当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
  - 取締役 渡辺彰敏氏は、渡辺総合法律事務所の代表及び東京都弁護士国民健康保険組合の専務理事を兼職しております。  
当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に 関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等 委員)	滝 澤 玲	<p>当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また、経営会議などの社内主要会議に出席し、必要に応じて発言を行っており、多角的観点から意思決定の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>監査役会5回及び監査等委員会10回の全てに出席し、監査等委員会に監査状況について報告し、また、代表取締役社長を含む取締役や使用人との面談などを通して、職務の執行状況の報告を聴取するとともに、会計監査人及び内部監査室から報告を聴取し、情報交換や意見交換を実施しております。</p>
取締役 (監査等委員)	緒 方 美 樹	<p>当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、税理士としての財務・経理・税務等における豊富な経験と企業経営面全般に対する知見を活かし、議案審議等に必要な発言を行っており、意思決定の適正性を確保するための役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会10回の全てに出席し、監査を含む監査等委員会全般の活動において意見を述べるとともに、会計監査人とのミーティングを通じ、必要な提言を行っております</p>
取締役 (監査等委員)	渡 辺 彰 敏	<p>当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、弁護士として法律専門知識を活かし、議案審議等に必要な発言を行っており、意思決定の適正性を確保するための役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会10回の全てに出席し、監査を含む監査等委員会全般の活動において意見を述べるとともに、会計監査人とのミーティングを通じ、必要な提言を行っております</p>

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,270千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,950千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、(公社)日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

内部統制整備への助言業務等について対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

2022年6月期の期末配当金につきましては、1株につき14円95銭とする剰余金の処分案を本株主総会に上程しております。

## 7. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

#### イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### a コーポレート・ガバナンス

- (a) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規則」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (b) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- (c) 監査等委員（会）は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査基準」に則り、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の適正性を監査する。

##### b コンプライアンス

- (a) 当社は、当社及び子会社が遵守すべき企業理念の確立、並びに法令・定款及び社内規程の遵守のため「ロジガード行動規範」を定め、全ての取締役及び使用人における行動指針とする。取締役は率先垂範するとともに、使用人へ遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより行動規範の周知徹底を図る。
- (b) 当社はコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進体制の充実に努める。また、不正行為等が発生した場合は、原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行うとともに、再発防止策の展開等の活動を推進する。
- (c) 当社の内部監査室は、当社の各部門及び子会社における法令、定款及び社内規程等の遵守状況の監査を定期的に行い、その結果を社長・監査等委員会及び取締役会へ報告し、問題点の把握・指摘並びに改善状況のフォローアップ等を行う。
- (d) 当社は、社外取締役を通報窓口とする内部者通報制度を制定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人が通報できるものとし、当社グループにおける法令・定款、行動規範及び社内規程等の違反又はその恐れのある事実の早期発見に努める。また、内部者通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。

##### c 財務報告の適正性確保のための体制整備

販売管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (b) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、各種管理規程、与信限度額の設定やリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総合的かつ個別的に管理する。
- (b) 前項で認識されたリスクは、少なくとも年1回は取締役会においてリスク顕在化の可能性、当社事業への影響の再確認を行う。また、同取締役会において、事業環境の変化等により新たなリスクが発生していないかを確認し、発生している場合は担当者を決定し、前項に定めるリスク管理体制及び管理手法の整備を行わせる。
- (c) 当社は各部門及び子会社の業務執行状況について、取締役会・経営会議等で情報の共有を図り、当社及び子会社からなるグループ一体となったリスクの把握及び管理を行う。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューを実施する。
- (d) 必要に応じ、顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 定期的開催する取締役会で、経営に関する重要事項について、社長・監査等委員会に報告し、経営会議で審議の上、取締役会へ付議し、改善推進を行う。  
また、取締役会は、当社及び子会社の中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- (b) 取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行状況の妥当性・効率性の監督を行う。

ホ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) グループ全体での企業価値向上のため、当社は、当社及び子会社における経営の健全性及び効率性の向上を推進する。

そのため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人を必要に応じて子会社へ派遣するとともに、当社内にその主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。

- (b) 主管部門は、子会社の業務の適正性確保のために特に重要な事項については、社長・監査等委員会に報告し、当社の経営会議での審議の上及び、取締役会への付議し、改善推進を行う。

また、子会社の適正な業務遂行を確認するために、定期的に当社内部監査室による監査を実施し、その結果を社長・監査等委員会及び取締役会へ報告し、問題点の把握・指摘並びに改善策の提案・指導等を行う。

#### へ. 監査等委員会監査の実効性を確保するための体制

- a. 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- (a) 当社は、監査等委員から請求があった場合は、監査等委員の職務を補助すべき専任の使用人を配置する。
- (b) 監査等委員を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内においては監査等委員に帰属するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。
- (c) 当該使用人の人事考課は監査等委員会が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に監査等委員会の同意を必要とする。
- b. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員に報告をするための体制及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、報告を求めることができる。また、監査等委員（会）が必要と判断する会議の議事録について、閲覧できる。
- (b) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査等委員(会)に報告する。
- (c) 監査等委員は、その職務遂行上必要と判断した事項について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に報告を求めることができる。また、監査等委員は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- (d) 監査等委員（会）に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。
- (e) 監査等委員と監査等委員でない取締役は、定期的に会合を持ち意見交換を実施する。

監査等委員は、内部監査部門・内部統制部門と連携を図り、随時 内部監査・内部統制に関する状況の報告を受け、意見交換を行う。また会計監査人からも定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うなど緊密な連携を図る。

また、必要に応じて、弁護士等その他外部の専門家の意見を聞き、情報交換を行うなど、連携を図ることができる。

(f) 監査等委員が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

#### ト. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、必要に応じて外部の専門機関とも連携をとる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主要な運用状況は以下のとおりです。

### イ. 取締役会

当社の取締役会は16回開催され、取締役による職務執行の報告及び法令等に定められた事項、経営方針及び予算の策定等の経営の重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行の監督を行っております。また、各取締役は重要な業務執行について協議を行う会議などを定期的に開催しました。

### ロ. 監査役会及び監査等委員会

当社の監査役会は5回開催及び監査等委員会は10回開催され、株主総会、取締役会及び経営会議への出席や、取締役（監査等委員である取締役を除く。）・会計監査人・内部監査人からの報告聴取など法律上の権限行使のほか、各種のモニタリングを行っております。また、定期的に代表取締役社長、内部監査・内部統制担当取締役、子会社監査役、社外取締役との意見交換の場を設けることなどで、監査の実効性の向上を図っております。

### ハ. 内部監査室

内部監査室では、当社及び子会社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、誤謬、漏洩、不正等の防止に役立てるなどの監査を実施し、定期的に代表取締役、取締役会、監査等委員（会）及び各部署の責任者へ報告し、改善推進を図っております。

### ニ. コンプライアンス体制

コンプライアンス体制につきましては、コンプライアンス方針を定めた「ロジガード行動規範」を当社グループの全従業員に周知し、法令・定款及び社内規程を遵守させるための取り組みを継続的に行っております。また、取締役及び従業員に向けたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上にも取り組んでおります。

### **(3) 会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。



# 連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,575,019</b>	<b>流動負債</b>	<b>292,854</b>
現金及び預金	1,260,997	買掛金	18,718
売掛金	166,197	未払金	82,915
契約資産	90,863	未払法人税等	89,916
商品	3,698	その他	101,305
仕掛品	15,880		
その他	38,179		
貸倒引当金	△796		
<b>固定資産</b>	<b>255,518</b>		
<b>有形固定資産</b>	<b>32,263</b>		
建物	13,025	<b>負債合計</b>	<b>292,854</b>
工具、器具及び備品	19,237	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>178,934</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,537,227</b>
ソフトウェア	177,607	資本金	301,184
ソフトウェア仮勘定	1,285	資本剰余金	293,686
その他	41	利益剰余金	1,102,427
<b>投資その他の資産</b>	<b>44,321</b>	自己株式	△160,071
繰延税金資産	32,391	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>456</b>
その他	11,929	為替換算調整勘定	456
貸倒引当金	△0	<b>純資産合計</b>	<b>1,537,683</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,830,538</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,830,538</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,787,764
売上原価	847,742
<b>売上総利益</b>	<b>940,022</b>
販売費及び一般管理費	587,131
<b>営業利益</b>	<b>352,890</b>
営業外収益	
受取利息	45
消費税差額	71
営業外費用	
為替差損	533
支払手数料	0
<b>経常利益</b>	<b>352,473</b>
特別損失	
固定資産除却損	11,285
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>341,188</b>
法人税、住民税及び事業税	125,724
法人税等調整額	△21,593
<b>当期純利益</b>	<b>237,057</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>237,057</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	300,104	292,606	865,370	△159,969	1,298,112
当連結会計年度変動額					
新株の発行	1,080	1,080			2,160
親会社株主に帰属する 当期純利益			237,057		237,057
自己株式の取得				△101	△101
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	1,080	1,080	237,057	△101	239,115
当連結会計年度期末残高	301,184	293,686	1,102,427	△160,071	1,537,227

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計額	
当連結会計年度期首残高	△959	△959	1,297,153
当連結会計年度変動額			
新株の発行			2,160
親会社株主に帰属する 当期純利益			237,057
自己株式の取得			△101
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	1,415	1,415	1,415
当連結会計年度変動額合計	1,415	1,415	240,530
当連結会計年度期末残高	456	456	1,537,683

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

# 貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,558,250</b>	<b>流動負債</b>	<b>282,809</b>
現金及び預金	1,244,459	買掛金	18,101
売掛金	165,967	未払金	74,727
契約資産	90,863	未払費用	71,486
商品	3,698	未払法人税等	89,916
仕掛品	15,880	前受金	7,624
前払費用	19,425	預り金	2,486
その他	18,753	その他	18,467
貸倒引当金	△797		
<b>固定資産</b>	<b>271,110</b>		
<b>有形固定資産</b>	<b>32,263</b>		
建物	13,025		
工具、器具及び備品	19,237		
<b>無形固定資産</b>	<b>178,934</b>	<b>負債合計</b>	<b>282,809</b>
ソフトウェア	177,607	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア仮勘定	1,285	<b>株主資本</b>	<b>1,546,550</b>
その他	41	資本金	301,184
<b>投資その他の資産</b>	<b>59,912</b>	資本剰余金	293,686
出資金	100	資本準備金	293,686
関係会社出資金	6,064	<b>利益剰余金</b>	<b>1,111,750</b>
長期前払費用	519	その他利益剰余金	1,111,750
繰延税金資産	41,918	繰越利益剰余金	1,111,750
その他	11,309	<b>自己株式</b>	<b>△160,071</b>
貸倒引当金	△0	<b>純資産合計</b>	<b>1,546,550</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,829,360</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,829,360</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

# 損益計算書

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,771,511
売上原価	831,159
<b>売上総利益</b>	<b>940,352</b>
販売費及び一般管理費	572,847
<b>営業利益</b>	<b>367,505</b>
営業外収益	
受取利息	9
消費税差額	71
営業外費用	
為替差損	256
支払手数料	0
	257
<b>経常利益</b>	<b>367,328</b>
経常損失	
固定資産除却損	11,285
関係会社出資金評価損	8,086
関係会社債権放棄損	9,610
	28,981
<b>税引前当期純利益</b>	<b>338,347</b>
法人税、住民税及び事業税	125,724
法人税等調整額	△24,069
	101,655
<b>当期純利益</b>	<b>236,692</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産 合 計
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計			
			特別償却 準備金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	300,104	292,606	634	874,423	875,058	△159,969	1,307,800	1,307,800
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	1,080	1,080					2,160	2,160
当 期 純 利 益				236,692	236,692		236,692	236,692
自己株式の取得						△101	△101	△101
特別償却準備金の取崩			△634	634	—		—	—
当 期 変 動 額 合 計	1,080	1,080	△634	237,327	236,692	△101	238,750	238,750
当 期 末 残 高	301,184	293,686	—	1,111,750	1,111,750	△160,071	1,546,550	1,546,550

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年8月10日

ロジガード株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 淳 一  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 開 内 啓 行  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ロジガード株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロジガード株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。



監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書（謄本）

### 独立監査人の監査報告書

2022年8月10日

ロジガード株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 淳 一  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 開 内 啓 行  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロジガード株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書（謄本）

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。  
なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月12日

ロジガード株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 (社外取締役) 滝澤 玲 ㊟

監査等委員 (社外取締役) 緒方美樹 ㊟

監査等委員 (社外取締役) 渡辺彰敏 ㊟

以上



# 定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋箱崎町42番1号  
T-CATホール1階



## 【最寄駅】

- 交通 地下鉄半蔵門線水天宮前駅 1a出口より直結  
地下鉄日比谷線人形町駅 A1出口より徒歩約6分  
都営地下鉄浅草線人形町駅 A3出口より徒歩約8分